



情報交換用磁気テープの ラベル及びファイル構成

JIS X 0601 : 2014
(ISO/IEC 1001 : 2012)
(JEITA)

平成 26 年 5 月 20 日 改正

日本工業標準調査会 審議

(日本規格協会 発行)

日本工業標準調査会標準部会 情報技術専門委員会 構成表

	氏名	所属
(委員長)	大 蒔 和 仁	東洋大学
(委員)	伊 藤 智	一般社団法人情報処理学会情報規格調査会
	今 中 秀 郎	日本電信電話株式会社
	榎 本 義 彦	日本アイ・ピー・エム株式会社
	大 石 奈津子	一般財団法人日本消費者協会
	小 野 文 孝	東京工芸大学
	神 保 光 子	日本電気株式会社
	稲 垣 浩	総務省行政管理局
	菅 野 育 子	愛知淑徳大学
	関 根 千 佳	株式会社ユーディット
	竹 下 眞 仁	一般社団法人ビジネス機械・情報システム産業協会
	竜 田 敏 男	情報セキュリティ大学院大学
	戸 村 哲	独立行政法人産業技術総合研究所
	中 山 康 子	株式会社東芝
	西 山 茂	新潟国際情報大学
	松 井 俊 弘	総務省情報通信国際戦略局
	三 宅 滋	株式会社日立製作所
	山 田 次 雄	一般財団法人日本規格協会
	山 寺 智	日本銀行金融研究所

主 務 大 臣：経済産業大臣 制定：昭和 45.4.1 改正：平成 26.5.20

官 報 公 示：平成 26.5.20

原 案 作 成 者：一般社団法人電子情報技術産業協会

(〒100-0004 東京都千代田区大手町 1-1-3 大手センタービル TEL 03-5218-1050)

審 議 部 会：日本工業標準調査会 標準部会 (部会長 稲葉 敦)

審議専門委員会：情報技術専門委員会 (委員長 大蒔 和仁)

この規格についての意見又は質問は、上記原案作成者又は経済産業省産業技術環境局 基準認証ユニット情報電気標準化推進室 (〒100-8901 東京都千代田区霞が関 1-3-1) にご連絡ください。

なお、日本工業規格は、工業標準化法第 15 条の規定によって、少なくとも 5 年を経過する日までに日本工業標準調査会の審議に付され、速やかに、確認、改正又は廃止されます。

目 次

	ページ
序文	1
1 適用範囲	1
2 適合性	1
2.1 磁気テープの適合性	1
2.2 情報処理システムの適合性	2
3 引用規格	2
4 用語及び定義	2
5 表記法	4
6 ラベル及びファイルの配置	4
6.1 ボリューム上のデータの配置	4
6.2 ラベル群の配置	4
6.3 ファイル分割の配置	5
6.4 ファイル分割とボリュームとの関係	6
6.5 ファイル及びファイルセットの配置	6
6.6 ボリュームセットの構成	6
7 情報交換用ファイルの構成	6
7.1 a 文字の情報交換用ファイルの構成	7
7.2 e 文字の情報交換用ファイルの構成	9
8 ラベル及びラベルセットの書式及び内容	10
8.1 a 文字のラベル及びラベルセットの書式及び内容	10
8.2 e 文字のラベル及びラベルセットの書式及び内容	20
9 情報交換水準 (a 文字使用時だけ)	26
9.1 水準 1	26
9.2 水準 2	27
9.3 水準 3	27
9.4 水準 4	27
10 情報処理システムの記述上の要件	27
11 作成システムの要件	27
11.1 a 文字の作成システムの要件	27
11.2 e 文字の作成システムの要件	29
12 受領システムの要件	30
12.1 a 文字の受領システムの要件	30
12.2 e 文字の受領システムの要件	31
附属書 A (参考) a 文字のコード表	33
附属書 B (規定) e 文字のコード表	34

	ページ
附属書 C（参考）初期化済み磁気テープ.....	35
解 説.....	36

まえがき

この規格は、工業標準化法第 14 条によって準用する第 12 条第 1 項の規定に基づき、一般社団法人電子情報技術産業協会（JEITA）から、工業標準原案を具して日本工業規格を改正すべきとの申出があり、日本工業標準調査会の審議を経て、経済産業大臣が改正した日本工業規格である。

これによって、**JIS X 0601:2000** は改正され、この規格に置き換えられた。

この規格は、著作権法で保護対象となっている著作物である。

この規格の一部が、特許権、出願公開後の特許出願又は実用新案権に抵触する可能性があることに注意を喚起する。経済産業大臣及び日本工業標準調査会は、このような特許権、出願公開後の特許出願及び実用新案権に関わる確認について、責任はもたない。

白 紙

情報交換用磁気テープのラベル及びファイル構成

Information technology—File structure and labelling of magnetic tapes for information interchange

序文

この規格は、2012 年に第 1 版として発行された **ISO/IEC 1001** を基に、技術的内容及び構成を変更することなく作成した日本工業規格である。

なお、この規格で点線の下線を施してある参考事項は、対応国際規格にはない事項である。

1 適用範囲

この規格は、情報処理システムの利用者間で情報交換用媒体として使用する磁気テープのラベル及びファイル構成について次の項目を規定する。

- ボリュームとファイル構成との関係
- ファイルを構成するブロック及びレコードの基本的な性質
- ボリューム、ファイル及びファイル分割を識別するためのラベル
- 4 段階の情報交換水準

注記 a 文字使用時だけ (a 文字については、附属書 A を参照。)

この規格は、磁気テープを用いて異なった情報処理システム間での情報交換を可能とするために、システムにおける処理に関する条件について規定する。すなわち、この規格に適合する磁気テープを作成又は受領するシステムの要件について規定する。

注記 この規格の対応国際規格及びその対応の程度を表す記号を、次に示す。

ISO/IEC 1001:2012, Information technology—File structure and labelling of magnetic tapes for information interchange (IDT)

なお、対応の程度を表す記号“IDT”は、**ISO/IEC Guide 21-1** に基づき、“一致している”ことを示す。

2 適合性

2.1 磁気テープの適合性

磁気テープは、その磁気テープに記録される全ての情報がこの規格に適合するとき、この規格に適合しているとする。

注記 この規格を適用する場合、事前に a 文字又は e 文字のいずれかを選択するかを決めておくことが望ましい。a 文字及び e 文字については、簡条 5 参照。

適合性を表示する場合は、その磁気テープの内容が適合する最低位の情報交換水準を明示しなければな